

# 令和8年度ひょうごユニバーサルツーリズム推進事業委託 仕様書

## 1 委託業務名

ひょうごユニバーサルツーリズム推進事業

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日

## 3 事業概要・目的

ひょうご観光本部（以下、「本部」という。）では、年齢や障害等の有無に関わらず誰もが兵庫県内の旅行を楽しめるユニバーサルツーリズム（以下、「UT」という。）を推進するため、各地域における普及啓発に加え、ユニバーサル対応などの情報発信やUT旅行商品の造成などに取り組んでいる。

令和8年度は、UTをより一層推進するため、おもてなし研修やコンシェルジュ地域ネットワーク連絡会の開催による受入体制の充実や、モニターツアーの実施による情報発信・機運醸成を図る。

## 4 業務内容

事業目的を達成するため、以下の業務を行うこと。

なお、業務実施にあたり本部と協議のうえ、各業務の成果を測る指標（KPI）を設定し、リピーター率、来訪者満足度の向上を意識した取組を行うこと。

### (1) おもてなし研修の開催

高齢者・障害者等へのサービス対応力を向上させるため、観光施設、宿泊事業者、飲食事業者、交通事業者等を対象とした受入体制向上に資する研修を開催する。

#### ア 実践的な研修

参加者が現場での受入れ時の対応を学ぶため、実技を中心とした実践的な研修を5回以上開催する。

なお、開催場所については、県下でバランスよく実施できるよう提案すること。

#### イ 緊急避難対応研修

高齢者・障害者等を受け入れるにあたり、緊急事態発生時には特別な対応が求められるケースを想定し、緊急避難時の対応等についての研修を1回以上開催する。

### (2) ひょうごUTコンシェルジュ地域ネットワーク連絡会の開催

県内各地域のひょうごUTコンシェルジュ同士の連携促進・ネットワーク強化により、地域での受入態勢強化を図るため、ひょうごUTコンシェルジュがUT推進における課題の共有や解決策の検討等を行う場を設ける。

#### ア 開催地域

ひょうごUTコンシェルジュの参加率等を考慮し、協議のうえ決定することとする。

#### イ 実施回数

計3～4回程度の実施を想定すること。

### (3) モニターツアーの実施

具体的なツアー行程を設定し、UTをPRするとともに、旅行商品造成に向けた課題抽出を行うため、モニターツアーを4回実施する。また、モニターツアーの様子等を情報発信するための媒体を制作する。

#### ア 対象者・内容

対象とする障害種別を提案するとともに、適切なツアー行程等を提案すること。（可能な限り地域と障害種別の組み合わせで、R7年度と同一とにならないよう調整すること）  
なお、最終的なツアー行程は、本部と受託者で協議し、決定する。また、モニターツアーの様子等を情報発信するための媒体の制作についても提案すること。

#### イ モニター数

1回の実施につき1組以上

※ 参考：R7年度に実施した地域及び障害種別

開催地域	播磨地域	丹波地域	但馬地域	淡路地域
障害種別	聴覚障害者	知的障害者	視覚障害者	車椅子利用者

#### (4) UT関係機関との連絡調整

県全体でUTを推進することを念頭に、必要に応じて県内のUT関係機関等と連携し、業務を進めることとし、適宜、連絡調整を行うこと。

#### (5) アンケートの実施、分析

実施するすべての業務において、参加者を対象としたアンケートを実施し、結果を分析するとともに、実施業務の効果検証を行うこと。

### 5 成果物

受託者は、本委託業務の終了後5日以内に、以下の成果物を本部に提出すること。

- (1) アンケート集計結果
- (2) 実績報告書

### 6 著作権・肖像権

- (1) 受託者は、本部が提供する画像等を除き、成果物が他者の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続を行うこと。また、使用する写真、動画の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。
- (2) 本業務の成果物に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則本部に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。  
なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、本部から支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

### 7 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### 8 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が本部との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。

### 9 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を本部に提出し、書面による

承認を得た場合は、本部が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は本部に対し全ての責任を負うものとする。

## 10 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は本部が行う。
- (2) 本部は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加えて契約する場合がある。
- (3) 契約条項は、本部において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、本部に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に本部を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合、及び過去2年間に法人、国（公社・公団を含む）、地方公共団体その他理事長が指定する公共団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上わたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合において、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

## 11 その他

- (1) 事業実施にあたり疑義が生じた場合には、受託者と本部が協議して定めるものとする。
- (2) 受託者は、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、本部と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 委託費の支払いは、業務終了後に提出される実績報告書等に基づき、本部が検査を行い、契約書及び仕様書の定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

## 12 問合せ先

公益社団法人ひょうご観光本部経営企画課 担当：蓑島  
（神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県庁 1号館 7階）  
TEL：078-361-7661 MAIL：[minoshima@hyogo-tourism.jp](mailto:minoshima@hyogo-tourism.jp)